

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高松市弦打土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成19年6月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 退任した役員

役員の種類	氏名	住所	退任年月日
理事	松本 行則	高松市飯田町678番地5	平成19年3月31日
〃	高崎 頼高	〃 〃 9番地	〃
〃	柿ノ木 良晴	〃 〃 238番地	〃
〃	藤村 恒美	〃 〃 559番地	〃
〃	東原 一志	〃 〃 1238番地3	〃
〃	後藤 武司	〃 鶴市町812番地2	〃
〃	滝口 健二	〃 〃 1595番地	〃
〃	横井 隆明	〃 〃 2045番地10	〃
〃	藤田 健二	〃 〃 2008番地13	〃
〃	野込 和躬	〃 郷東町184番地2	〃
監事	小早川 文雄	〃 鶴市町93番地	〃
〃	大西 善明	〃 〃 590番地1	〃
〃	山田 正義	〃 飯田町1285番地1	〃

2 就任した役員

役員の種類	氏名	住所	就任年月日
理事	松本 行則	高松市飯田町678番地5	平成19年4月1日
〃	藤村 恒美	〃 〃 559番地	〃
〃	東原 一志	〃 〃 1238番地3	〃
〃	宮脇 愛明	〃 〃 403番地3	〃
〃	香西 和夫	〃 〃 311番地2	〃
〃	横井 隆明	〃 鶴市町2045番地10	〃
〃	森 修二	〃 〃 1386番地2	〃
〃	大前 清	〃 〃 492番地1	〃
〃	津村 忠光	〃 〃 2023番地1	〃
〃	石田 保男	〃 郷東町225番地2	〃
監事	大西 善明	〃 鶴市町590番地1	〃
〃	唐渡 一美	〃 〃 139番地1	〃
〃	松村 憲夫	〃 飯田町1294番地5	〃